

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間、60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金は、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの分は納付しており、手帳に検認印があるにもかかわらず未納とされている。また、国民年金保険料は、納付書があれば遅れてでも納付してきた。申立期間③は、家庭の問題があり納付書が手元に送られていなかったが、まじめに納付してきたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険の加入期間中も国民年金保険料を納付して後に還付を受けていることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①は、申立人の主張どおり申立人保管の国民年金手帳に検認印が押されていることから、納付が認められる。

さらに、申立期間②及び③について申立人は、昭和 60 年 6 月に旧 A 町から B 市へ転居したが住所異動の手続きをせず、62 年に年金の納付が気になり市役所へ赴いたと証言しており、年金手帳の住所欄に記録があることから、その事実は確認できる。申立人は、納付書が手元に無かったとしているが、その時に市役所で保険料納付について相談し、納付書を作成してもらって納付したとしても不自然ではない。

加えて、昭和 60 年 1 月から同年 3 月の保険料を重複して納付し、還付を受

けていることから、納付書があれば納付してきたとする申立人の証言には
信憑性^{しんぴようせい}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月25日から同年4月10日まで

ねんきん特別便によると、昭和41年3月25日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月10日に同社B工場において被保険者資格を取得したことになる。しかし、私が同工場の工場長であった当時も、報告や打合せ等のため、毎月本社に出向いていた。同社を退職した43年3月までは継続して勤務していたので、途中、退職扱いされ、1か月の未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間も継続して株式会社Aに勤務していたことが確認できる。また、申立人と共に働いた複数の同僚は、申立人は、申立期間において業務内容及び勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたと証言している。さらに、申立人と同様、昭和40年代に、同社B工場に異動した従業員の厚生年金保険の記録を見ると、申立人のほかには被保険者期間が欠落している従業員は見当たらないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和40年10月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、これを確

認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私は、住み込みでお手伝いをしていた。昭和40年3月に雇用主夫人がA区役所に同行し、転入手続及び国民年金の手続をした。保険料は最初の2年間は近所の方が集金に来て雇用主夫人が支払い、後半の6か月は自分で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用主夫人が自分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、雇用主夫人も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、手帳受取を昭和42年9月の転出時期としているが、手帳発行日は、6か月前の同年4月27日となっており、雇用主夫人から、これからは申立人が自分で納付するよう言われたとしているが、当時は検認方式のため、雇用主夫人から手帳の引き継ぎがなかったことは不自然である。

さらに、手帳交付日から、昭和40年3月から42年3月までの期間は過年度納付となるが、申立人は、雇用主夫人が集金人に納付していたとし、まとめて納付したことはないと言明しており、また、雇用主夫人による納付方法についての証言も最初と二度目では異なる等、^{しんぴようせい}信憑性に欠ける。

加えて、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。